

# いんざい応援クーポン（第2弾） 協力店募集要領

## 1 発行の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に多大な影響を受けている市民や市内事業者を支援し、地域経済の活性化や消費喚起を図るため、市内協力店舗で使用できる「いんざい応援クーポン」を全市民(令和4年3月31日時点で住民基本台帳に登録のある者)の皆さまに発行します。

## 2 事業主体

印西市

## 3 クーポンの発行について

### (1) 事業の名称

いんざい応援クーポン（第2弾）（以下「クーポン」という。）

### (2) 発行者

印西市

### (3) 発行枚数

109,000冊（予定） ￥5,000円（額面1枚500円×10枚綴）

### (4) 発行総額

5億4,500万円（予定）

### (5) クーポンの使用期間

令和4年5月20日（金）から令和4年10月31日（月）

※使用期間以外でのクーポン使用は不可。

## 4 クーポンの利用対象外

- ①国や地方公共団体への支払。
- ②電気、ガス、水道等の公共料金の支払。
- ③商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・印紙・プリペイドカードなど換金性の高いものの購入。
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。
- ⑤株式、保険、宝くじ等金融商品や不動産の購入。
- ⑥仕入れ等の事業資金。
- ⑦発行者がクーポンの使用に相応しくないと判断したもの。

## 5 協力店の参加資格

印西市内で営業している小売業・飲食業・各種サービス業等全ての事業者。

なお、下記に該当する事業者を除く。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業及び飲食の提供を主目的にしない店舗等の

営業を行っている事業者

- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記「4 クーポンの利用対象外」に記載の取引、商品のみを扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条同項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 6 協力店の責務等

協力店は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 大型店舗（売場面積1,000㎡以上）において、利用者が「中小協力店限定クーポン」を持参した場合は、当店では利用できない旨をていねいに説明すること。
- (2) 利用者が利用期間中にクーポンを持参した場合は、クーポン額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこととし、その際に、以下の処理を行うこと。
  - ①未使用券である事の確認
  - ②見本券と照合し、相違がない事の確認
  - ③ クーポンの受領に際しての釣銭は支払わない。
- (3) 再流通防止のため、利用者から受け取ったクーポンは、裏面の指定欄に協力店が判別できる印を押印すること。
- (4) 裏面に既に押印があるクーポンは、受け取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに印西市商工会に報告すること。取引終了後、偽造券である事を発見した場合は、直ちに印西市商工会に通報し、当該偽造券を引き渡すこと。なお、偽造券は精算することができません。
- (6) クーポンの交換・譲渡・売買・再利用は禁止。
- (7) 協力店がクーポンを受領した時の直接換金は禁止。
- (8) 受け取ったクーポンの盗難・紛失は協力店の責任となります。
- (9) 換金にあたってのクーポン枚数の確定は、印西市商工会が点検した枚数を優先します。
- (10) 千葉県暴力団排除条例及び印西市暴力団排除条例を遵守すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うこと。

## 7 厳守事項

- ① 不足分は現金などで受け取ってください。
- ② 定められた使用期間のみ、クーポンは使用できます。

## 8 申請手続きについて

本協力店募集要領に同意の上、「協力店登録申込書」に必要事項をご記入の上、印西市商工会へ提出してください。

### 協力店募集期間

**一次**…令和4年3月18日（金）まで

**二次**…令和4年3月22日（火）～随時（3月19日～21日は休館です）

※一次の募集期間内に申請した協力店は一覧表を作成し、クーポンと一緒に同封して4月中旬頃から順次市内全世帯に郵送します。それ以降に申請した協力店は商工会のホームページに一次募集の協力店とともに掲載します。

## 9 換金について

### (1) 換金方法

「換金請求書」に必要事項をご記入の上、クーポンの裏面に協力店が判別できる印を押印して、クーポンを印西市商工会に直接持参してください。

※クーポンは金券です。郵送等による取り扱いはいたしません。

### (2) 換金の期間

令和4年5月27日（金）から令和4年11月16日（水）までとし、換金期間を過ぎたクーポンは無効になります。期限厳守をお願いします。

### (3) 換金手続き場所

本事業に係る換金は、印西市商工会にて行います。換金受付は毎週月曜日・水曜日・金曜日の9時から15時とし、原則受付後1週間以内に「協力店登録申込書」に記載された指定口座に振り込みます。振込手数料及び換金手数料は徴収しません。

## 10 その他留意事項

本協力店募集要領に記載されていない事項は、下記印西市商工会までお問い合わせください。

住 所：〒270-1327

印西市大森3934-4

電 話：0476-42-2750

受付時間：8：30～17：00

土日曜日・祝日を除く

## 11 事業に関する問い合わせ（令和4年4月1日から経済振興課となります）

印西市 環境経済部 商工観光課

印西市大森2364-2

0476-33-4483（直通）